

裁定委員会規程

第1条 [趣旨]

本規程は、「日本ハンドボールリーグ規約」に基づき、裁定委員会に関する事項について定める。

第2条 [目的]

本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「協会」という）の「競技者及び役員倫理規程」に準じ、スポーツマンシップに反する行為の撲滅を目指し、ハンドボール界に真のスポーツマンシップを浸透させるとともに、ハンドボール競技を万人に愛されるスポーツとして定着させることを目的とする。

第3条 [対象]

本規程は、日本ハンドボールリーグ（以下「JHL」という）に登録されたチーム、チーム役員、選手を対象とする。

第4条 [裁定委員会]

- (1) 裁定委員会は、協会の定める「大会裁定委員会開催基準」および「日本ハンドボールリーグ裁定委員会実開催要領」に準じて開催される。
- (2) 裁定委員会は、当該試合を担当するマッチオフィシャルと派遣運営委員により実施され、必要にあって当該試合の担当レフェリー、および当該チームの選手を含む関係者を同席させることができる。

第5条 [適用範囲]

- (1) 本規程は、JHLの主催する公式試合において、報告書が伴う失格処分、当該試合を担当するマッチオフィシャルおよび派遣運営委員がJHLの権威を損なう行為が行われたと判断した場合に適用する。
- (2) 本規程による懲罰は、JHLの主催するすべての公式試合に適用する。

第6条 [懲罰]

- (1) 懲罰は、「日本ハンドボール協会競技規則」に準じて別表-1の通り定める。
- (2) 倫理裁定委員会での審議により、懲罰を付加する場合がある。

第7条 [チームの責任]

- (1) 懲罰を与えられたチーム役員および選手の所属チームは、そのチームの責任において懲罰に従わなければならない。
- (2) 出場停止処分中のチーム役員および選手は、競技場（コート、アップ会場、選手控室など）に入場することはできない。これに違反した場合、懲罰を付加する。
- (3) 出場停止処分中、当該処分者はアクレディテーションカードを行使することはできない。

第8条 [懲罰の決定]

裁定委員会は、事実関係の確認と当該関係者への聴取の結果に基づき、別表-1に照会し懲罰を決定する。なお、裁定委員会が制裁金処分を求めた場合については、倫理裁定委員会においてその裁定内容を審議するものとする。

第9条 [裁定結果の通知]

派遣運営委員は、対象となるチーム、チーム役員および選手に裁定委員会による懲罰審議の結果を連絡しなくてはならない。

第10条 [不服申し立て]

本規程によって懲罰処分を科せられたチーム役員および選手は、その処分について不服申し立てを行うことはできない。

第11条 [処分の手続き]

懲罰に相当する行為が発生した場合の手続きは「裁定委員会実施要領」に従い、処分の手続きを実施しなくてはならない。

第12条 [改正]

本規程の改正は、理事会での決議に基づきこれを行うものとする。

第13条 [施行]

本規程は、2022年6月15日から施行する。

改正： 2023年6月14日

(別表-1)

行 為	懲 罰
相手に対し危害を及ぼす行為で、失格を判定すべき違反行為	懲罰を付加しない
意図的で危険かつ悪質な違反行為による失格	1試合の出場停止を付加する
失格処分後、観客席等から暴言を吐くなどスポーツマンシップに反する行為を行った場合	2試合の出場停止を付加する
出場停止処分を受けたにもかかわらず試合に出場した場合	3試合の出場停止を付加する
出場停止処分を受けたにもかかわらず試合に出場した場合	3試合の出場停止を付加する
チーム役員の失格	次の試合から2試合の出場停止 (重大な場合、10万円以下の制裁金)
JHLの権威を損なう行為	制裁金(金額は都度決定)